

第6章 財 政

○松山衛生事務組合財務会計規則

制 定 平成 20 年 3 月 27 日規則第 1 号

改 正 令和 2 年 3 月 25 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法令、条例及び他の規則に定めるものを除くほか、組合の財務会計に関する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

(出納員の設置等)

第 2 条 出納員の設置箇所及びこれに充てるべき職員は、別表に定めるとおりとする。

2 会計管理者は、その権限に属する事務のうち出納員に別表に定める事務を委任する。

(準用)

第 3 条 本組合の財務会計事務に関しては、松山市財務会計規則（昭和 39 年松山市規則第 11 号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「組合長」と、「市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 25 日規則第 1 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

出納員の設置箇所，出納員となるべき職及び委任事務

設 置 箇 所	出納員となる べ き 職	委 任 事 務
事 務 局	事 務 局 長	市町負担金の収納 松山衛生e c oセンターし尿処理手数料 の収納 寄付金品等の収納